

2020年度（令和2年度）

福山市教育委員会会議録（第3回）

【6月24日（水）開催】

福山市教育委員会

福山市教育委員会会議録（第3回）

1 招集年月日 2020年（令和2年）6月24日（水）
午後2時

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 4名

出席又は欠席	席番	名 前
出 席	1	三 好 雅 章
出 席	2	柿 原 博 樹
出 席	3	菅 田 章 代
欠 席	4	金 仁 洙
出 席	5	神 原 多 恵

4 会議に出席した事務局職員

教育次長兼学校教育部長事務取扱	佐 藤 元 彦
管理部長	金 尾 直 樹
教育総務課長	來 山 浩一郎
施設課長	小 森 満 生
学校再編推進室長	藤 井 紀 子
学校再編推進室主幹	井 上 誠 之
中央図書館長	新 延 智 子
学事課長	亀 山 貴 治
学びづくり課長	井 上 博 貴
学校保健課長	野 宗 幸 司
福山中・高等学校事務長	前 田 満
文化振興課文化財担当課長	内 田 実
保育指導課長	藤 原 里 美
人権・生涯学習課長	高 橋 雅 和

5 会議の書記

教育総務課総務政策担当次長	須 藤 誠
教育総務課職員	杉 野 純 一
教育総務課職員	中 村 千 咲

【開会時刻 午後2時】

- 三好教育長 | それでは、ただいまから、2020年度（令和2年度）第3回福山市教育委員会会議を開会いたします。
- | 本日の議案ですが、議第16号から21号、23号から30号までは人事案件のため、協議事項は議会報告案件のため、福山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により秘密会として審議し、審議の順番は公開する案件の後としたいと考えますが、御異議はございませんか。
- 全教育委員 | （異議なし）
- 三好教育長 | 御異議なしということで、これらの案件は秘密会とし、その他の案件は公開といたします。
- | ではまず初めに、日程第1 教育委員会会議録の承認についてです。2020年4月21日開催の2020年度（令和2年度）第1回、5月15日開催の第2回の教育委員会会議録について、何かございますか。
- 全教育委員 | （異議なし）
- 三好教育長 | 御異議ないようですので、教育委員会会議録を承認することとし、会議終了後、委員の皆さまの署名をお願いいたします。
- | 日程第2 教育長の報告についてです。
- | 教育長報告資料の1ページをお願いします。
- | 6月1日学校を再開しました。6月1日は中学校2校、小学校2校を訪問しました。この4校は、4月始業時に訪問した学校です。4月はコロナの感染者数が増える中での始業ということで、様々な不安の声をいただいていた。6月になり、同じ学校での状況を見るために訪問しました。文部科学省の資料では1教室40人も可とされていましたが、人数を2分割する、窓を開ける、教室の中の物を出す、音楽室など特別教室を活用するなど、それぞれ工夫して密にならないようにスタートしています。いくつかの学校を見る中で、4月スタートと6月スタートでは状況が全く違うという印象を受けました。ただ、コロナで休んでいた間に子どもたちが自分で考えて取り組んでいた様子も見られ、良い意味で慣れてきて、のびのびとやっていました。感染の不安がある中で、お互いを大事にするということもそれぞれがしっかり考え、教職員の指導も受けながら、学校生活が進んでいるという状況でした。
- | また、6月16日、17日に初めて初任者研修を行いました。この間、子どもがいない中で、それぞれの学校での研修等を行ってきましたが、初任者同士が初めて会う場となりました。現在の様子やそれぞれががんばっていること、しんどいことなど、みんな同じ思いをもっていることを知ることができてよかったという感想も出ており、元気にがんばろうとしている姿を見ることができました。
- | 以上です。
- | 続いて、教育次長から6月定例市議会の答弁について、報告をお願いします。
- 佐藤教育次長 | 6月議会の一般質問に対する答弁について、御報告します。答弁一覧の資料1ページをお願いします。
- | 水曜会の石口議員からは、臨時休業に伴う授業時数の確保と学校再編の質問がありました。3月の一斉臨時休業での対応、また、4月15日から

の臨時休業については、休業決定の経過と、休業中に児童生徒は、各自が作成した学習計画に基づき学習を行ったこと、教育委員会と学校の取組について答えました。学校再開に向け行った児童生徒・保護者へのアンケート結果から、2ページをお願いします。「休業期間は、子どもたちにとって、学びが止まった、失われた時間ではない。様々な情報に触れ、感じ、考え、自分なりに学んだ時間であった」との認識を示しました。また、再開後は、当分の間、個々の学習の状況、生活や心の状態などを見ながら、面談を行うなど、子どもたちが、安心して主体的に学習できるよう取り組んでいくと答えました。授業時数の確保は、文科省のガイドラインを基に、授業を5分短くして1日6コマの日の設定、行事の見直し、夏季休業の短縮などで、概ね、確保できるとの考えを答えました。

次に、学校再編について、(仮称)千年小中一貫教育校は、開校準備委員会委員の選出を終え、6月中には第1回会議を開催する予定であること。他の再編については、地域や保護者に理解いただき、早期に開校準備委員会を設置し、新しい学校づくりの協議が始められるよう取り組むこと。委員数は、多いところで三十数名になるが、各立場の方の参画は必要であり、可能な限りの対策を講じ、感染防止に努めると答弁しました。

3ページをお願いします。喜田議員からは、新型コロナウイルス感染症の教育への影響の質問がありました。学力補充について、4月15日からの臨時休業中の児童生徒の学習などは、石口議員への答弁と同じ趣旨の答弁をしました。下から4行目、学習塾との連携は、国の補助を活用し、4ページをお願いします。退職教員や大学生、学習塾講師などへの協力を依頼し、土曜日や夏季休業中に、学力補充日の設定、学習塾との連携など、選択できる学習機会を提供できるよう検討していると答えました。部活動は、生徒が学校生活に慣れてから実施することとし、当分の間、土日を休養日にして、複数の学校が交流する活動などは控えるとともに、各校では、活動の時間、場所、人数など、生徒が話し合い、ルールを決めていることなどを答えました。

次に、今後の教育の在り方について、感染症の影響下における各校の取組の受け止めとして、休業中に、再開後の学校の姿を描きながら、校長はもとより教職員が対等に議論し、様々なアイデアを具体化していった。児童生徒の家庭学習の様子や、不登校児童生徒が自由登校日に来て学習する姿などを見て、授業や学校・教師の役割などを問い直していることは、福山100NEN教育として、「子ども主体の学び」を追求してきた成果が、教職員の姿として表れているとの考えを答えました。教育の転換に対する分析、備えについては、コロナ危機による社会の変化とともに、学校の姿も大きく変わっていく。学ぶ場所、方法、内容などを自分で選び、決めながら「自ら考え学ぶ力」を身に付け、仲間とともに、学び続ける力で未来を切り拓いていけるよう、「子ども主体の学び」を追求していくことを答弁しました。

5ページをお願いします。公明党の宮本議員からは、GIGAスクール構想の質問がありました。当初、4年かけて、一人一台端末を整備する計画としていたが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、国の補正予算に呼応し、「学びの保障」の観点から、今年度中に全ての端末を整備すること。そして、スケジュールと、校内、家庭・校外の通信システムについて、答弁しました。

6ページをお願いします。小林聡勇議員からは、スクールソーシャルワーカーの現状と課題について質問がありました。本市の配置状況、昨年度の活動と成果とともに、課題は、要因が複雑化しているため、一時的な改善が見られても、問題が繰り返されることもあり、引き続き、関係機関と連携し、きめ細かな支援に努めていくことを答弁しました。

7ページをお願いします。誠友会の岡崎議員からは、夏休みの期間設定と学校再編の質問がありました。夏休みについては、石口議員への答弁と同じ趣旨の答弁をしました。学校再編では、(仮称)千年小中一貫教育校に係る合意形成について、この間の取組と再編を判断した経過を説明した上で、それぞれの学校や地域への愛着と誇り、再編への不安や期待など、保護者、地域の思いをしっかりと受け止め、新しい学校づくりに全力を尽くすと答えました。下段の事業推進に向けた課題について、ソフト面では開校準備委員会の設置に加え、事前交流事業の実施、教育課程の編成などを進めることを、8ページをお願いします。ハード面では本事業は、浸水対策として敷地を盛土して造成し、校舎を整備する大規模な事業であり、関係機関と協議を重ねている。校舎の設計業務は、新型コロナウイルス感染拡大が、協議や調整に影響を及ぼしているが、今月から、敷地造成の準備工事に着手し、開校に向け取り組むと答弁しました。

9ページをお願いします。市民連合の池上議員からは、新型コロナウイルス対策の質問がありました。学校教育における取組について、6月からの全面再開に当たっては、文科省の衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」についてを踏まえ、児童生徒・教職員の健康観察、身体的距離の確保、3密の回避などの徹底とともに、給食は、再開後1週間は品数を減らし、配食時の感染リスク低減に努めたことを説明し、引き続き、学校と家庭、地域と連携を図り、学校の新しい生活様式を確実に実践していくと答えました。休業以後の取組の評価、課題などについて、4月15日からの臨時休業中の取組は、石口議員への答弁と同じ趣旨の答弁をするともに、10ページをお願いします。中段の「また」からになりますが、従来の学校の価値観や規律などを、子どもたちがゼロから考え、「お互いの命を守る新たなルール」として作っていくことが、コロナ危機下だからこそできる生きた「子ども主体の学び」であるとの考えを答えました。

教育を受ける権利を保障するための実践、基本的視点は、福山100N EN教育として、子どもたちが学び方を選択、決定することで、学ぶ意欲や知的好奇心を発揮できるよう「子ども主体の学び」に取り組んでいること。多様な学びの場として、校内・校外のフリースクールの整備、特認校やイエナプラン教育校の設置準備、学校図書館の整備など。また、ICT環境整備によるオンライン授業等も、子どもたちが選択、決定する学びの機会の一つとして、取り組むものであることを答えました。

11ページをお願いします。そして、教育の機会均等の精神に則り、全ての子どもが、学ぶ場所、方法、内容などを選び、決めながら「自ら考え学ぶ力」を身に付け、仲間とともに、学び続ける力で未来を切り拓いていけるよう、引き続き、「子ども主体の学び」を追求していくと答えました。

12ページをお願いします。小山議員からは、投票率、学校再編などの質問がありました。投票率に関わる教育内容については、学校の主権者教育の取組を説明し、引き続き、身近な問題から課題を見出し、対話的に考えを深める学習を通して主体的に判断する力を育てていくと答えました。学校再編について、遺芳丘小学校と駅家北小学校の現状と課題として、子どもや保護者の声から、事前の交流事業や、再編前の教員を配置し、連携して対応していることなどが、新しい学校生活への円滑な移行につながっていると捉えていること。13ページをお願いします。5行目ですが、緊張や戸惑いがある子どもへは、その心情に配慮した対応に努め、学校と連携して、子どもたちが伸び伸びと学ぶことができるよう取り組んでいくと答えました。再編後の住民主体の地域づくりについては、今後も、住民が主体となって地域課題や将来像について議論し、地域の活力や魅力を創出していけるよう支援していくことを答えました。次に、中段から少し下、

GIGAスクール構想などの新規事業については、概要や経過を答えた上で、教職員研修や保護者への説明後、開始すること。14ページをお願いします。情報機器を活用した授業について、端末は、子どもたちが、文房具のような感覚で、学校、自宅、校外など、自分のものとして使用できるようにし、様々な情報や興味のあることに、すぐに触れることで、新たな学びのきっかけにつなげていくことなどを答弁しました。

15ページをお願いします。日本共産党の河村議員からは、臨時休校後の対応などの質問がありました。教育環境については、文科省の衛生管理マニュアルで示された広島県が相当する「レベル1」の地域では、身体的距離は1メートルを目安に最大限の間隔を取るとされているが、座席の間隔に一律にこだわらず、頻繁な換気などを組み合わせ、柔軟に対応することを示している。各校は、ロッカーを廊下に出したり、机の配置を変えるなど、マニュアルを踏まえ対策をしていると答えました。教員の増員は国の補助を活用し、学習指導員の配置を検討していることを、学校再編はその目的に沿って計画どおり取り組むことを答えました。今後の教育課程について、学校では、各教科の内容の焦点化、教科横断的な学習計画など、校長はもとより教職員が対等に議論し、様々なアイデアを具体化して取り組んでいること。一斉研修は、協議や授業参観を通して、子どもの学び、教師の役割などを考えるために必要であり、引き続き、場所、方法、内容などを検討し、Web会議なども取り入れ、実施していくと答えました。

16ページをお願いします。新生クラブの八杉議員からは、コロナ禍における教育活動再開への対応の質問がありました。再開の基本的な考え方、授業時数の確保については、他の議員への答弁と同じ趣旨の答弁をしました。感染の可能性が高い教育活動などについて、技能教科では年間計画の中で感染防止上、安全な実施が難しい内容と他の内容の順序を入れ替えるなどの工夫を、学校行事は改めて、目的や意味を問い直し、時期や方法、内容などの見直しを行っていることを答えました。

以上です。

三好教育長

続いて、事務局からの報告をお願いします。

藤井学校再編
推進室長

資料3ページをお願いいたします。

1 (仮称)千年小中一貫教育校開校準備委員会の設置について、説明いたします。

(1) 目的についてです。内浦小、内海中、能登原小、千年小及び常石小学校並びに内海中及び千年中学校の7つの学校を再編し、2022年4月に、義務教育学校として(仮称)千年小中一貫教育校を新設するに当たり、開校に向けて必要な事項を協議するため、開校準備委員会を設置するものです。

設置は、第1回開校準備委員会開催予定の、6月29日とします。

次に委員会における協議事項です。ア 校名、校歌及び校章等に関する事項、イ 通学に関する事項、ウ 服装及び体操服等に関する事項、エ PTAに関する事項、オ 地域連携に関する事項、カ その他開校に関する事項、についてを協議するものとしています。

また、組織につきましては、委員35人以内とし、再編対象校・就学前施設の保護者の代表者、地域住民の代表者、校長、教育委員会事務局管理部長で構成します。なお、委員会の設置期間につきましては、設置の日から協議が終了するまでの間としています。

参考として、開校までの主な取組をお示ししています。本年度は開校準備委員会の開催・協議、児童・生徒の交流事業の実施、教育課程の編成・学校運営に係る協議、校舎等新築設計・工事、用地造成設計・工事、来年

度は、それらに加えて、学校説明会や備品等整備を行います。

以上です。

続きまして、2 福山市立学校の一斉臨時休業について、報告させていただきます。

第1回の教育委員会会議で4月15日～5月6日までの一斉休業までの報告をさせていただきました。その後、延長、再開を行いましたので、あわせて報告させていただきます。

(1) 一斉臨時休業延長について。ア 趣旨です。学校における感染リスクの回避と児童生徒・保護者の不安解消を図る観点から、5月6日(水)までとしていた臨時休業を5月31日(日)まで延長することとしました。

次に、学習機会の保障についてです。前回の休業期間に引き続き、学校は、従来通り感染防止対策を講じるとともに、家庭学習を基本に児童生徒(保護者)の選択による分散自由登校日や学力補充日を設定し、学びを進める取組を継続しました。また、児童生徒の学習機会の確保策の一つとして、インターネットにより「Google Classroom」を利用できる教職員用アカウント及び児童生徒用アカウントを活用しました。

次に、児童生徒の心のケアについてです。引き続き、学校は、自由登校、電話・メール、家庭訪問等を活用し、必要に応じた助言・支援等を継続していきます。

次に、(2) 学校再開についてです。趣旨については、5月15日(金)、国の「緊急事態宣言」解除及び広島県教育委員会の「学校における感染症対策に係る基本的な考え方」を踏まえ、6月1日(月)から、福山市立学校を「学校の新しい生活様式」により全面再開しました。

学校再開までの対応として、健康観察、教室環境の整備など、感染症対策を徹底するための準備を行いました。また、学校医等と連携した保健管理体制、保護者との連絡体制を整備し、この間、再開にいたるまで、校長・教頭グループ面談を行いながら、再開に向けての考え方を示し、協議を行ってきました。

感染防止対策の継続・徹底です。児童生徒の登校前の検温と体調確認を徹底するとともに、発熱等の風邪の症状がみられる場合には、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。人との間隔は、可能な限り、2メートル(最低1メートル)を確保する。マスクの着用、咳エチケット、手洗い、ドアノブ等の消毒、換気を徹底する。トイレ・手洗い場等は、児童生徒の利用が集中しないよう、各教室で臨機応変に休憩をとる等の対応をする。

次に、教育活動についてです。6月1日(月)から5日(金)の1週間は、5時限以内の日程とし、児童生徒が、学校生活のリズムに慣れることを優先しました。児童生徒一人一人の家庭学習等の状況に応じて、個別に補習等を実施する。また、学校行事等の見直しや、一単位時間の短縮による1日当たりの授業コマ数の増加など、柔軟に対応する。部活動は、生徒が学校生活のリズムに慣れてから開始する。当分の間、事故等の防止のため、土曜日・日曜日を休養日とし、練習試合や各種大会には参加しない。これについては、6月17日の通知で、練習試合等については、安全を確保した上での学校ごとの判断。練習については、適切な休養日を設定したり、部活動の方針に基づいた時間において行うことを通知しています。

次に、児童生徒の出席停止等の扱いについてです。医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患がある児童生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでない判断された場合は、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。また、保護者から

「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合は、学校で講じる感染症対策について十分説明し、保護者がそう考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。また、登校しなかった児童生徒に対して、欠席の理由など個別の状況の把握を行い、ICT機器や電話等を活用して学習状況等を丁寧に把握し、適切に支援等を行う。

学校再開し、2週間ほど経ってから、夏季休業期間の短縮について、通知を行っています。趣旨については、2020年（令和2年）4月15日（水）から5月31日（日）まで一斉臨時休業したことに伴い、この間の児童生徒の学習状況も踏まえ、児童生徒の学びを保障するため、夏季休業期間を短縮する。実施時期につきましては、2020年度（令和2年度）の夏季休業です。

次に実施内容です。夏季休業期間を8月1日（土）から8月23日（日）までとする。8月24日（月）から8月28日（金）まで、及び8月31日（月）の6日間は、授業日とする。

関連事項につきましては、給食は、8月24日（月）から実施する。幼稚園は、各園の実態を踏まえて対応する。これについては、24日から自由登園となりますが、時間を昼過ぎの2時や夕方6時までなど、延長します。放課後児童クラブは、8月24日（月）から通常の利用時間、下校時から18時まで。ただし、土曜日は8時30分から17時まで、とする。

次のページに対応の経過について示しています。4月12日（日）、一斉臨時休業の実施について、4月30日（木）、一斉臨時休業の延長について、5月7日（木）、ICTを活用した学習機会の確保について、5月23日（金）福山市立学校の再開について、6月8日（月）、夏季休業期間の短縮について、通知しています。

以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

柿原委員

コロナ対策の一斉臨時休業や再開により、戸惑っている子どもも多いと思いますが、学校を再開して、学校に来ることができない不登校の子の状況は、それ以前に比べて変わった点がありますか。

亀山学事課長

4月当初の始業時と比較し、6月1日のほうが全体の欠席者数は比較的少なく、スムーズに再開できているという状況です。

柿原委員

不登校の子は、人数的に変化無しということでしょうか。

井上学びづくり課長

昨年度まで不登校だった子どもたちが今どういう状況なのかという指摘かと思います。感染の予防のために学校に来ない不登校の子は、6月1日の時点で小学校18名、中学校10名でした。

三好教育長

今の18名の中に不登校の子も入っていますか。それとも別ですか。

井上学びづくり課長

そこは教育委員会としてまだ把握、集約できていない状況です。

三好教育長

欠席者数はわかりますか。

井上学びづくり課長

6月2日小学校の欠席者数は333名、中学校は456名でした。約1週間後をみると、小学校は387名で、50名程度増加しています。中学校は20～30名程度減少傾向です。

柿原委員

現場も混乱していると思いますが、不登校の子へのケアにも目を配って
もらうようお願いします。

もう一点、千年小中の件です。先日、藤井推進室長とも話しましたが、
NHKのエールという朝の番組で、古関裕而さんが主人公になっています
が、調べてみると備後地区の20曲以上の校歌を作曲されているそうで
す。藤井室長は残念ながら、その番組を見るまで古関さんのことをご存じ
では無かったようですが、非常に有名な作曲家として継承されており、間
違いだったら申し訳ありませんが、内海中学校の校歌も古関さんだったと
思います。内海中学校も千年小中一貫校の対象校になるということですので、
継承されることを考えてはどうかと思います。古関裕而さんは福山出
身では無いので、なぜという意見もあると思いますが、全国的に有名な方
が作られた校歌ですので、検討してみてください。

藤井学校再編
推進室長

朝のNHKドラマで今まさにスポットがあたっている方に作っていただ
いた校歌が、福山市にもたくさんあるということで、駅家東小学校もそう
ですが、閉校になるときに私たちの中で話題となりました。内海中学校の
校歌も古関先生に書いていただいています。学校への思いの継承の意味で
何か形で残すことも含め検討し、大事にしていきたいと思っています。

神原委員

一斉臨時休業の(2)学校再開について、オ 児童生徒の出席停止等の
扱いの中に、「保護者から「感染が不安で休ませたい」と相談があった場
合」という文言がありますが、感染が不安で休ませたいという保護者が一
定数おられるということですか。

また、その続きに、「学校で講じる感染症対策について十分説明し、保
護者がそう考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には」とあ
りますが、実際にはどういう場合を想定していますか。

井上学びづく
り課長

1点目の感染が不安で学校を休ませたいという児童生徒について、6月
1日再開前に各学校でそれぞれ何名いるか確認しました。小中それぞれ1
0～20名程度いました。学校における感染症対策について丁寧に説明
し、それでも休ませたいという場合は、学校長の判断としています。これ
は、学校再開にあたっての文部科学省による欠席等の取扱いに沿って対応
しています。再開にあたって保護者の方は、学力面と感染面の不安の両方
で、学校へ行かせるか、休ませるかで揺れ動いている状況だと思えます。
また、生徒本人が感染の心配があると考えた場合や家庭で高齢の方と同居
している場合など、いろんなケースがあると思います。学校での感染症対
策を説明した上で、それでもという場合は学校長判断で欠席という対応を
しています。

神原委員

意見になると思いますが、保護者の譲れない思いと子ども自身は学びた
いという、保護者と子どもの思いがぶつかりあう場合、学習権の保障につ
いて、子ども目線に立って考える必要があるのではないかと思います。大
変だと思いますが、保護者の方への説得、働きかけなど、細やかなフォロ
ーをお願いしたいと思っています。

井上学びづく
り課長

言っていただいたとおり、保護者の方が欠席を判断された場合に、子ど
もはどう思っているか、校長や担任等が家庭訪問をして思いを聞くよう
にしています。また、欠席の場合でも、Googleアカウントを使い、自
分のタブレットが無い場合は、学校からの貸出しを行い、使い方を説明し
て、学校と家庭をつなぐことができるようにしています。今後も、保護者

	と子どもの両方の思いを聞きながら対応していきます。
菅田委員	G o o g l e でつながった場合、先生とのやり取りに使うだけですか。それとも、家にも、授業を見れたり、ホームルームに参加できるようになっていますか。
井上学びづくり課長	仕様では授業やホームルームへの参加もできます。しかし、実際にはできていません。現在は、健康観察として、タブレット越しでやり取りをしたり、学校で学んだことを家にいる子どもに報告するという事はしています。
菅田委員	試行錯誤しながら進めていくしかないと思いますが、いろんな使い方ができると思いますのでよろしくお願ひします。 資料にはないことですが、プールについて、今年から外部のプールを借りるようになっていたと思いますが、当初の予定どおりですか。
井上学びづくり課長	外部のプールについては、寒くなっても温水プールが使えるということとで利用を考えていましたが、コロナの状況等を踏まえ、現在検討しているところです。
三好教育長	他に、いかがですか。
全教育委員	(なし)
三好教育長	それでは、次に、日程第3 議第15号 臨時代理の承認を求めることについて(議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出)を議題とします。 説明をお願いします。
來山教育総務課長	資料1の1ページをお願いいたします。 議第15号 臨時代理の承認を求めることについて(議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出)について、御説明いたします。 福山市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、議会の議決を経るべき次の議案に対する意見の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。 2ページをお願いします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたので、同意する旨を回答するものです。 3ページをお願いします。1「福山市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について」御説明いたします。 まず、(1)改正理由についてです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、その対策に要する財源の一部として活用するため、本市の議員、特別職の職員及び福山市立大学学長の2020年(令和2年)6月に支給する期末手当を減額する特例措置を実施するにつき、所要の改正を行うものであります。 (2)改正内容についてです。教育委員会に関わる条例としては「イ」となります。「イ」の内容であります。市長の2020年(令和2年)6月に支給する期末手当を20%減額し、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の同月に支給する期末手当を

15%減額するものであります。

(3) 施行期日等については、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、お諮りします。

議第15号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので、議第15号は原案どおり可決しました。

それでは、次に、日程第10 議第22号 福山市図書館規則の一部改正についてを議題とします。

説明をお願いします。

新延中央図書館長

資料1の6ページをお願いいたします。

議第22号 福山市図書館規則の一部改正について、御説明します。

はじめに、改正理由です。1つ目は、本年7月から、福山市立図書館において、電子図書貸出サービスを開始することに伴い、所要の改正を行うものです。

2つ目は、福山市図書館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。改正の要旨ですが、1つ目の電子図書の貸出については、個人が館外で利用できる図書資料に電子図書を加えるものです。また、それに伴いその他必要な規定の整理を行うものです。

2つ目の図書館条例の一部改正に伴う改正については、集会室の使用許可申請に係る申請受付期間から、福山市中央図書館の休館日を除く規定を削るものです。

施行期日は、電子図書の貸出の規定については、本年7月15日、福山市図書館条例の一部改正に伴う規定については、本年8月17日です。

以上です。

三好教育長

御意見、御質問はありませんか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、お諮りします。

議第22号は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

全教育委員

(異議なし)

三好教育長

御異議ないようですので、議第22号は原案どおり可決しました。

それでは、これより秘密会とします。

(秘密会部分削除)

三好教育長

予定しておりました議案はすべて審議いたしました。他に何かありませんでしょうか。

全教育委員

(なし)

三好教育長

ないようですので、本日の教育委員会会議はこれで終わります。

【閉会時刻 午後 4 時】